

ひらかた資源循環プラットフォーム設置要領

令和 6 年 6 月 21 日制定
令和 7 年 12 月 25 日改訂

(名称)

第 1 条 本会は、「ひらかた資源循環プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 令和 12 (2030) 年に達成すべき持続可能な開発目標 (SDGs) のうち“12 つくる責任、つかう責任”を達成するため、市民生活の消費と生産に目を向けるとともに、ごみの減量化を実現するための本市独自の取組としてプラットフォームを設置する。本市及び、民間事業者・大学・市民等（以下「事業者等」という。）と多様な主体とのパートナーシップによるプラットフォームにおいて課題・情報を共有し、公民連携や他社、異業種間での民民連携により、枚方市における廃棄物の減量、資源の循環につながる事業を共に創出することを目的とする。

(会員等)

第 3 条 本プラットフォームは、本市及び前条の目的に賛同する事業者等により組織し、登録を希望する事業者等は、その旨を事務局に申し出ることにより登録することができる。なお、本プラットフォームへの入会費は無料とする。

※登録については「ひらかた資源循環プラットフォーム登録要領」に記載。

(事業)

第 4 条 本プラットフォームでは、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量や資源循環に資する事業をともに創出するための意見交換及び連携
- (2) セミナー、ワークショップ等による会員相互の情報、ノウハウ等の共有、マッチング
- (3) プラットフォームに関する情報発信、機運醸成
- (4) その他、第 2 条の目的を達成するため必要な取組

※連携内容については「ひらかた資源循環プラットフォーム事業提案要領」に記載。

(事務局)

第 5 条 本プラットフォームの事務局は枚方市 環境部 循環型社会推進課に置く。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。